

令和3年3月16日
第228回都市計画審議会

上石神井二丁目農業公園の都市計画変更について

1 概要

上石神井二丁目において、住宅地内の農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約0.7haの区域を都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

令和2年10月20日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
10月21日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～11月11日	(意見書の提出および公述の申出なし)
11月4日	都市計画原案の説明会
令和3年1月7日	東京都知事協議終了
2月1日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～15日	(意見書の提出なし)
3月16日	練馬区都市計画審議会へ付議
4月中旬	都市計画決定・告示

4 議案

議案第457号 東京都市計画公園の変更(練馬区決定)

[第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園]

(1) 都市計画の案の理由書	P3
(2) 計画書	P4
(3) 位置図	P5
(4) 計画図	P6

5 添付資料

現況写真(参考資料)	P7
------------	----

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある上石神井二丁目を含む第7地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「都市農地の保全」および「重要な樹林地の保全」を重点施策に定め、区民が農と親しむ取組を充実し、希少な樹林地の保全に努めることとしている。

区南西部に位置する本計画地は、農地および昭和62年から市民緑地として地域に開放されてきた屋敷林で構成され、良好な景観を有している。また、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保地（農地 水準1、屋敷林 水準1）に位置付けられている。

こうしたことから、都市農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約0.7ヘクタールの区域を都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(案)

東京都市計画公園に第8・2・38号上石神井二丁目農業公園をつぎのように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・38号	上石神井二丁目農業公園	練馬区上石神井二丁目地内	約0.7ha	分区園

「区域は計画図表示のとおり」

理由

ト

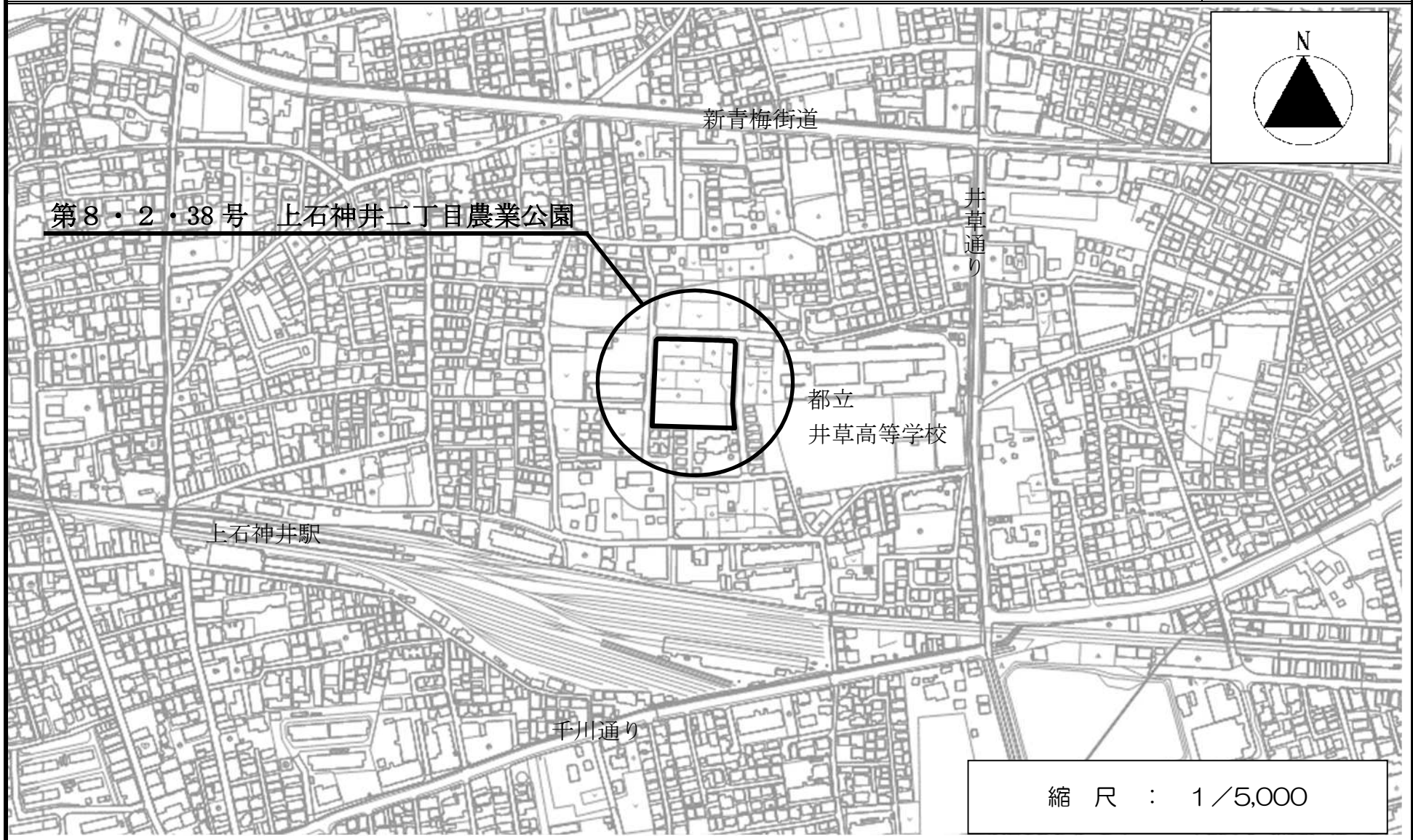
都市農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種別	名称		位置	面積	摘要
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・38号	上石神井二丁目農業公園	練馬区上石神井二丁目地内	約0.7ha	追加

東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園 位置図〔練馬区決定〕

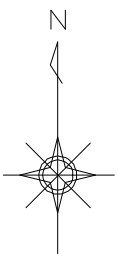
案



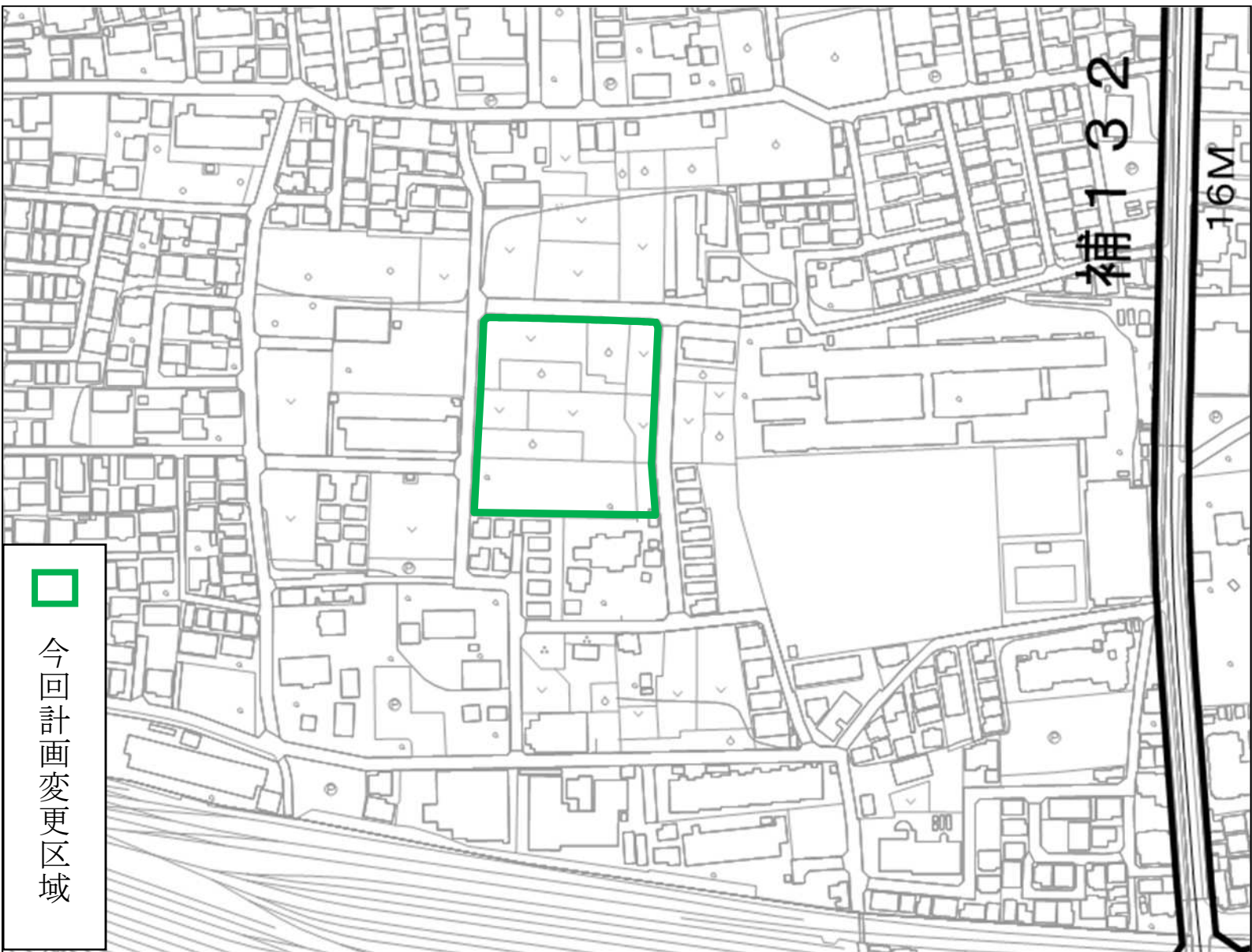
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交著第1号

東京都市計画公園計画図（案）

第八・二・三十八号 上石神井二丁目農業公園



縮尺二千五百分之一



今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）2都市基交著第1号
（承認番号）2都市基街都第15号、令和2年4月28日

東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園 現況写真



□ 今回計画変更区域

議案第457号
参考資料

0 50m 100m